

考試科目	日文	系所別	法律學系	考試時間	2月2日(四) 第三節
------	----	-----	------	------	-------------

請將以下條文及文章翻譯成中文（共 100 分）

（一）国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第三十九条：

職員の職務に係る倫理の保持を図るため、法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計検査院並びに各行政執行法人（以下「行政機関等」という。）に、それぞれ倫理監督官一人を置く。

2 倫理監督官は、その属する行政機関等の職員に対しその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うとともに、審査会の指示に従い、当該行政機関等の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行う。（20分）

（二）高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第三十条：

正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。（15分）

（三）児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）

第十六条の二 社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議は、相互に連携して、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、当該児童の保護に関する専門的な知識経験を有する者の知見を活用しつつ、定期的に検証及び評価を行うものとする。

2 社会保障審議会又は犯罪被害者等施策推進会議は、前項の検証及び評価の結果を勘案し、必要があると認めるときは、当該児童の保護に関する施策の在り方について、それぞれ厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べるものとする。

3 厚生労働大臣又は関係行政機関は、前項の意見があつた場合において必要があると認めるときは、当該児童の保護を図るために必要な施策を講ずるものとする。（20分）

備

註

一、作答於試題上者，不予計分。
二、試題請隨卷繳交。

考試科目	日文	系所別	法律學系	考試時間	〳月〳日(四)第三節
------	----	-----	------	------	------------

(四) 憲法 31 条の眼目は、生命・自由・その他に関わる刑罰を科す場合に法律に定められた手続の遵守が必要だということにある。したがってこの条文に関しては反対解釈は、「手続きの遵守が必要でないのは、どういう場合

か」をめぐるものであり、可能なのは、<生命・自由・その他に関わる刑罰を免除する場合には、そうした手続の遵守〔裁判など〕は必要でない>といった解釈だけである。別言すれば、憲法 31 条は、国家行為に規制を加えた条文である（「法律の定める手続」によって行為せよという規制）。この国家規制の条文を、国家に死刑の権限を与えた条文として使うのは、「目的外使用」、「流用」である（「手続重視」が条文の眼目であり、死刑権限付与が眼目ではない）。（摘録自：笹倉秀夫著「法解釈講義」東京大学出版会、2009 年 11 月、83-84 頁）（20 分）（標點符號皆按照原文，未予更動）

(五) 正義の女神は片手にはかりをもち片手に剣を携えている。たいていは目かくしをした姿で現されるが、目かくしをしていないこともある。目かくしをした正義の女神は、障子をへだてて茶をひきながら訴えをきいたという名奉行の話と共通のものをもっている。それは、いわば、抽象的、形式的正義である。血のあり肉のある人間のあいだの争訟を裁くのに、目かくしをしていては、具体的に正しい裁判ができないのではないか。平均的正義・配分的正義とはいっても、どちらの正義がいかに働くべきかを具体的な事案に即してみきわめなければならないのではないか。かようにして、いわば具体的・実態的正義（略）の觀念に到達する（もともとこの概念も一義的ではない）。これは、裁判の段階にかぎったことではない。法そのものについても、同様のことがいえよう。たとえば、基本的人権の規定を取り上げてみても、いわゆる自由権は多分に抽象的なものである。自由・平等とはいっても、法の規定の表面で自由・平等を保障されただけでは、いわゆる画に描いた餅である。（摘録自：団藤重光著「法学の基礎」第 2 版，有斐閣，2007 年 5 月，31 頁）（25 分）

備

註

- 一、作答於試題上者，不予計分。
- 二、試題請隨卷繳交。